

山形県災害派遣福祉チーム マニュアル 総論編

1 目的

このマニュアルは、山形県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する災害派遣福祉チームの活動に関して、その具体的な手順を定め、円滑な運用に資することを目的として作成するものである。

2 災害派遣福祉チームの概要

山形県災害派遣福祉チーム（以下「福祉チーム」という。）は、災害が発生した場合に、避難所、福祉避難所等（以下「避難所等」という。）において、要配慮者を支援する。

福祉チームは介護福祉士や社会福祉士等から構成され、1チーム3～5名程度で編成する。

チームの主な活動内容は要綱第2条のとおり。

3 活動の流れ

(1) 派遣要請

被災自治体から県へ派遣要請を受ける。

(2) 協力関係団体と調整

県は、協力関係団体と調整を行い、派遣する福祉チームを作る。

(3) 協力施設へ派遣要請

福祉チーム員が属する施設へ派遣を要請し、派遣の準備を行う。

(4) 派遣の実施

被災地の避難所等で活動を実施する。

(5) 報告書の提出

活動終了後、協力関係団体は、県に対し活動報告を行う。

4 関係団体等との連携

福祉チームは、被災者の支援のために、下記団体と連携して活動を実施すること

(1) DMAT（災害派遣医療チーム）

災害急性期（おおむね発災後 48 時間以内）に活動できる機動性を持つ、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム。被災地現場での救急医療のほか、広域医療搬送、病院支援、域内搬送などを主な活動とする。

(2) 災害医療コーディネーター

急性期においては DMAT と連携して活動し、DMAT の活動が終了した後も被災地における医療ニーズの把握や医療チーム（DMAT を除く。）の派遣調整を行う。

【連携の例】

医療ニーズを把握する中で、福祉的支援が必要と思われる避難者を見つけた場合は情報提供してもらい、医療と連携しながら支援を行う。

(3) DPAT（災害派遣精神医療チーム）

専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームで、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う。

(4) 救護班（日本赤十字社や医師会等）

避難所の救護所等において医療活動を行う。

【連携の例】

出産間近な妊婦への支援について、福祉的な配慮が必要な場合は連携して支援する。

(5) 保健師チーム

地方自治体の保健師が被災地に派遣され、住民の健康管理や情報収集等、避難所等における被災者の健康管理に関する相談や関係機関との調整を行う。

【連携の例】

保健師チームの活動と重複がないよう、情報を共有役割分担を明確にするなど、綿密な連携を行い、災害派遣福祉チームの活動を展開していくことで、より短期間のうちに必要な支援を提供する。

(6) 災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）

県及び市町村社会福祉協議会に災害ボランティアセンターが設置され、ボランティアの派遣調整を行う。

(7) NPO・ボランティア団体（県外含む）

自前の装備で被災地に駆けつけ、様々な被災者支援活動を行う。

5 支援に関する留意事項

- (1) 被災地では状況が常に変化し、様々な事態が起こる可能性があるため、本マニュアルを参考にしつつ、その都度チーム員が現場の状況を判断し、行動することが望まれること。
- (2) 避難所における支援については、運営主体と十分連携しながら実施すること。なお避難所は行政主体で運営されているケースのほか、避難者自身による自主組織が中心となり、仕事を分担して運営されている場合もあるため、注意が必要であること。
- (3) 避難所の支援においては、内閣府による「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、山形県の「災害時要配慮者支援指針」や被災自治体・市町村の避難所運営マニュアル等を参考に、運営体制についてよく理解したうえで支援に入ること。
- (4) 福祉避難所での支援は、運営主体及び避難所となっている施設の意向や状況を確認しながら行うこと。
- (5) 派遣中は、毎日チーム員でミーティングを行い、報告・連絡・相談を欠かさないこと。
- (6) 被災者や被災地の自立を助長するような支援を心掛けること。